

## 三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 目的

県内の医療機関・医療機能の現状や患者の受療動向等の実態を把握するとともに、これらの結果を分析し、地域の人口構造等を踏まえつつ、必要となる医療機能とその連携体制を明らかにした上で、地域の医療提供体制の課題の抽出や構築のための具体的施策案を提案すること等により、第8次三重県医療計画の策定及び地域医療構想の推進を支援する。

### 2 業務内容

(1) 委託業務名 三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務委託

(2) 履行期間 契約の日から令和6年3月29日まで

(3) 業務内容

ア 医療計画調査報告書の作成

以下に掲げる①から⑧までにに関するデータの収集・分析、課題の抽出、具体的施策案の検討等を行い、医療計画調査報告書を作成する。

- ① 地域の現状
- ② 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制
- ③ 医療従事者の確保
- ④ 医療の安全の確保
- ⑤ 基準病床数
- ⑥ 医療提供施設の整備の目標
- ⑦ 外来医療に係る医療提供体制
- ⑧ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

- ・①について、地域医療の現状分析等にかかるデータの収集、調査及び将来予測を行う。
- ・②について、疾病及び事業ごと並びに在宅医療の医療連携体制の構築のため、地域の医療提供体制の課題の抽出や課題克服の具体的施策案の提案を行う。
- ・③から⑧までについて、関係データの収集・分析を行う。

イ 第8次三重県医療計画の作成支援

第8次三重県医療計画の作成にあたり、三重県の求めに応じて、必要なデータの収集・分析、図の加工等を行い、医療計画案の体裁を整える作成支援を行う。

ウ 地域医療構想調査報告書の作成

三重県地域医療構想に関するデータの収集・分析、課題の抽出等を行い、地域医療構想調査報告書を作成する。

詳細は、別紙「三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 3 委託上限額 29,190,964円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 内訳の上限額を次のとおり設定しているため、それぞれの内訳の上限額を超える提案があった場合は無効となる。

- ・「医療計画調査報告書の作成」及び「第8次三重県医療計画の作成支援」 } 22,657,844円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ・「地域医療構想調査報告書の作成」 6,533,120円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。

### 5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限

令和5年4月4日（火）17時まで

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療政策課医療計画班（三重県庁4階）

ウ 提出方法

上記イの場所へ郵送、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書便により提出する場合は、発送した旨の電話連絡を17の担当所属あてに行うこと。

エ 提出書類

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類。また、必要がある場合は、委任状（第2号様式）をあわせて提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和5年4月6日（木）までに通知する。

- (2) 企画提案資料の提出

ア 提出期限

令和5年4月14日（金）まで

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療政策課医療計画班（三重県庁4階）

ウ 提出方法

上記イの場所へ郵送、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。

- エ 提出資料  
別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

## 6 質疑及び回答

- (1) 質問の受付期間  
令和5年3月30日（木）12時まで
- (2) 質問の提出  
質問は、文書（任意様式、ただし規格はA4版）にて行うものとし、電子メールにて提出（宛先：iryos@pref.mie.lg.jp）するものとする。また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。
- (3) 質問の内容  
質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き等の事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案資料の提出状況や積算に関する内容等には答えられないものとする。
- (4) 質問に対する回答  
質問に対する回答は、令和5年3月31日（金）までに、三重県のホームページに掲載する。

## 7 企画提案コンペの実施方法

- (1) 選定  
三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案者を選定する。  
企画提案コンペの評価項目は以下のとおり。
- ・目的・仕様の理解
  - ・実施体制・スケジュール
  - ・データ収集・調査能力
  - ・分析能力
  - ・提案力
  - ・見積書
- (2) プレゼンテーション  
選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の実施時期、場所及び形態は、次のとおりである。
- 時期：令和5年4月18日（火）午前（予定）  
場所：WEB会議システム（Zoom）により実施（予定）  
形態：提出済みの企画提案資料（紙）および画面共有機能による投影で行う。

選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

書類審査の結果、プレゼンテーションの実施日時等については、提案したすべての者に、令和5年4月6日（木）までに電子メールにて連絡する。プレゼンテーションにおける説明は、5（2）で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案資料と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料の内容により審査・選考を行う。

## 8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないことの証明）」（所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (4) 契約は、三重県医療保健部医療政策課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

## 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 15 個人情報保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 16 その他

- (1) 企画提案資料の作成に必要な費用については、提案者の負担とし、提出のあった企画提案資料等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
  - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
  - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
  - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
  - カ 見積額が委託上限額（それぞれの内訳の上限額を含む。）を超えているとき。
  - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療政策課医療計画班 担当 大仲、中井  
電話：059-224-3374 ファクシミリ：059-224-2340  
E-mail：iryos@pref.mie.lg.jp